第百九十三条第一項中「法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する法第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定並びに租税特別措置法第六十七条の十二及び第六十七条の十三（組合事業等による損失がある場合の課税の特例）の規定を適用しないで計算した場合の」及び「、次条第一項及び第二項並びに第百九十七条第二項（繰越控除限度額等）を削り、同条第二項中「共通費用の額は、」の下に「これらの業務に係る」を加え、「業務の内容」を「これらの業務の内容」に、「所得及び」を「所得と」に改める。

第百九十四条第一項中「恒久的施設帰属所得に係る」を「法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る」に改め、同条第二項中「当該事業年度の法第百四十二条第二項」を「法第百四十二条第二項」に、「場合の恒久的施設帰属所得」を「場合の当該事業年度の法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得」に改め、同条第三項中「当該事業年度の法第百四十四条の二第一項」を「法第百四十二条第二項の規定により準じて計算する法第五十七条及び第五十八条の規定並びに租税特別措置法第六十七条の十二及び第六十七条の十三の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の法第百四十四条の二第一項」に改める。

第百九十五条第三項中「第十五号及び第十八号」を「第十四号及び第十七号」に改める。

第百九十五条の次に次の一条を加える。

（地方法人税控除限度額）

第百九十五条の二　法第百四十四条の二第二項（外国法人に係る外国税額の控除）に規定する地方法人税控除限度額として政令で定める金額は、地方法人税法施行令第三条第四項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（第百九十七条第五項及び第六項（繰越控除限度額等）において「地方法人税の控除限度額」という。）とする。

第百九十六条中「第九条の七第六項」を「第九条の七第七項」に、「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第八項」に改める。

第百九十七条第二項中「恒久的施設帰属所得」を「法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得」に改め、同条第五項第一号中「（地方法人税法第十二条第三項（外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額をいう。次号及び次項において同じ。）」を削る。

第二百六条第三項及び第四項中「第百四十二条の九」を「第百四十二条の十」に改める。

本則に次の一編を加える。

第四編　雑則

（外国普通法人となつた旨の届出）

第二百十一条　法第百四十九条第一項（外国普通法人となつた旨の届出）に規定する政令で定める規定は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第一条（所得税又は法人税の非課税）の規定とする。

（法人税法施行令の一部改正）

第二条　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項を削る。

附則第十四条第四項を削る。

第三条　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項及び第二十二条第二項第二号イの改正規定を削る。

第百五十五条の八第二項第二号イの改正規定を削る。

第百八十条から第百八十四条までの改正規定（同条第一項第十号に係る部分に限る。）中「いう。」の下に「の額」を加え、「外国法人の本店若しくは主たる事務所の所在する国」を「外国」に改め、「相当するもの」の下に「の額（法第百四十四条の二第一項（外国法人に係る外国税額の控除）に規定する控除対象外国法人税の額を除く。）」を加え、同改正規定（同項第十七号イに係る部分に限る。）中「第五十七条第十一項第一号イ」に改め、同改正規定（同条第五項の表に係る部分に限る。）中

第百十二条第五項第二号及び第七項	第八十条

を

第百十二条第五項第二号及び第七項並びに第百十三条第一項第一号及び第五項第二号（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）	第八十条

に改め、同表第百十八項の

第百十二条第十八項	設立の日（当該内国法人が行つていた場合には当該各号	分割承継法人（第百十二条第十八項第二号
		被現物出資法人（第百十二条第十八項第三号

を

第百十二条第十八項第一号	合併法人　当該設立の日	
		分割承継法人（第百十二条第十八項第二号
		被現物出資法人（第百十二条第十八項第三号

に改め、同表第百十九項の

第百十二条第十九項	設立の日（当該内国法人が行つていた場合には当該各号	分割承継法人（第百十二条第十九項第二号
		被現物出資法人（第百十二条第十九項第三号

を

第百十二条第十九項第一号	合併法人　当該設立の日	
		分割承継法人（第百十二条第十九項第二号
		被現物出資法人（第百十二条第十九項第三号

に改め、同表第百二十項の

第百十二条第二十項	設立の日（当該内国法人が行つていた場合には当該各号	分割承継法人（第百十二条第二十項第二号
		被現物出資法人（第百十二条第二十項第三号

を

第百十二条第二十項第一号	合併法人　当該設立の日	
		分割承継法人（第百十二条第二十項第二号
		被現物出資法人（第百十二条第二十項第三号

に改める。